

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構役員退職金に係る業績
勘案率（案）について

平成18年8月9日

内閣府独立行政法人評価委員会

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の退職役員に関する業績勘案率（案）
については、以下のとおりとする。

理事長 粟 威之 業績勘案率は1.0とする。

理事 浅沼哲也 //

監事 細野匡俊 //

（決定の方法）

「内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」（平成
17年8月23日内閣府独立行政法人評価委員会決定）に基づき決定

（決定の理由）

平成18年8月9日開催の駐留軍等労働者労務管理機構分科会において審議。
基準業績勘案率（算定方法は別紙1～3）1.0を基本とし、退職した役員の
業績等について、法人から説明を受け審議したところ、基準業績勘案率を変更
すべき特段の事情はないと判断し、業績勘案率を「1.0」にすることに決定
した。

基準業績勘案率の算定（粟理事長）

1. 業績勘案率の算定期間 平成16年1月1日～平成18年3月31日
 （役職在職期間 平成14年4月1日～平成18年3月31日）

2. 算定方法

「内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」2（1）に基づき、退職した役員が在職した各事業年度毎に基準値を決定し、各事業年度毎の在職月数に応じて加重平均した値（小数点2位以下は四捨五入）を基準業績勘案率とした。

(1) 各事業年度の基準値

①平成15年度（X）

$$\begin{array}{cccccc} A+ & A & B & C & D & \\ (0 \times 5 + 21 \times 4 + 0 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 21 = 4.0 & & & & & \\ & & & & & \underline{X = 1.0} \end{array}$$

②平成16年度（Y）

$$\begin{array}{cccccc} A+ & A & B & C & D & \\ (0 \times 5 + 22 \times 4 + 0 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 22 = 4.0 & & & & & \\ & & & & & \underline{Y = 1.0} \end{array}$$

③平成17年度（Z）

$$\begin{array}{cccccc} A+ & A & B & C & D & \\ (0 \times 5 + 22 \times 4 + 0 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 22 = 4.0 & & & & & \\ & & & & & \underline{Z = 1.0} \end{array}$$

(2) 基準業績勘案率の決定

$$\begin{aligned} (X \times 3\text{月} + Y \times 12\text{月} + Z \times 12\text{月}) / 27\text{月} &= \text{基準業績勘案率} \\ (1.0 \times 3\text{月} + 1.0 \times 12\text{月} + 1.0 \times 12\text{月}) / 27\text{月} &= \underline{\underline{1.0}} \end{aligned}$$

基準業績勘案率の算定（浅沼理事）

1. 業績勘案率の算定期間 平成16年1月1日～平成18年3月31日
 （役職在職期間 平成14年4月1日～平成18年3月31日）

2. 算定方法

「内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」2（1）に基づき、退職した役員が在職した各事業年度毎に基準値を決定し、各事業年度毎の在職月数に応じて加重平均した値（小数点2位以下は四捨五入）を基準業績勘案率とした。

- (1) 各事業年度の基準値（浅沼理事の職責に係る項目数により算定）

①平成15年度（X）

$$\begin{array}{cccccc} A+ & A & B & C & D & \\ (0 \times 5 + 16 \times 4 + 0 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 16 = 4.0 & & & & & \\ & & & & & \underline{X = 1.0} \end{array}$$

②平成16年度（Y）

$$\begin{array}{cccccc} A+ & A & B & C & D & \\ (0 \times 5 + 17 \times 4 + 0 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 17 = 4.0 & & & & & \\ & & & & & \underline{Y = 1.0} \end{array}$$

③平成17年度（Z）

$$\begin{array}{cccccc} A+ & A & B & C & D & \\ (0 \times 5 + 17 \times 4 + 0 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 17 = 4.0 & & & & & \\ & & & & & \underline{Z = 1.0} \end{array}$$

- (2) 基準業績勘案率の決定

$$\begin{aligned} (X \times 3\text{月} + Y \times 12\text{月} + Z \times 12\text{月}) / 27\text{月} &= \text{基準業績勘案率} \\ (1.0 \times 3\text{月} + 1.0 \times 12\text{月} + 1.0 \times 12\text{月}) / 27\text{月} &= \underline{\underline{1.0}} \end{aligned}$$

基準業績勘案率の算定（細野監事）

1. 業績勘案率の算定期間 平成16年1月1日～平成18年3月31日
（役職在職期間 平成14年4月1日～平成18年3月31日）

2. 算定方法

「内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」2.(2)
に基づき、監事については、基準業績勘案率を1.0とする。

内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について

平成17年8月23日

内閣府独立行政法人評価委員会決定

「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について（平成15年12月19日閣議決定）」（以下「閣議決定」という。）に基づく、内閣府所管独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率については、以下のとおりとする。

1. 基本的考え方

- (1) 業績勘案率の算定にあたっては、退職役員の在職期間に対応する年度評価を基本とする。
- (2) 業績勘案率の算定については、各独立行政法人の年度評価を実施している各分科会において審議し決定する。

2. 算定の方法

- (1) 退職した役員（(2)を除く。）が在職した各事業年度ごとに別紙により基準値を決定し、各事業年度毎の在職月数に応じて加重平均した値（小数点2位以下は四捨五入）を基準業績勘案率とする。

ただし、当該役員の退職した日に属する事業年度における年度評価がなされていない場合の当該年度の基準値は、当該年度の当該役員が在職した期間の法人の業務実績の状況、前年度の業務実績との比較などにより決定する。

- (2) 在職期間が1年に満たない役員（監事を除く）並びに監事については1.0を基準業績勘案率とする。
- (3) (1)及び(2)による基準業績勘案率を基に、業績勘案率を決定する。

ただし、当該役員の法人に対する特段の貢献度等が認められる場合は、それを考慮したものとする。

なお、1.0を超える業績勘案率の決定にあたっては、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針（平成16年7月23日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）」に掲げる各観点に留意する。

3. 業績勘案率決定の手続き

- (1) 法人は、役員が退職者であった場合、内閣府独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）に対し、業績勘案率の決定について文書により依頼を行う。
- (2) 評価委員会は、(1)の依頼を受けたときは、各分科会において法人からの資料提出や説明を受けるなどして審議を行い、業績勘案率（案）を決定する。
- (3) (2)で決定した業績勘案率（案）について、閣議決定に基づき総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。
- (4) 評価委員会は、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見を踏まえ、業績勘案率を決定するとともに、当該法人に通知する。

なお、業績勘案率が1.5を超え、又は0.5を下回る場合には、閣議決定に基づき、内閣総理大臣に通知する。

附 則

この決定は、平成16年1月1日以降の在職期間に適用する。

基準値の決定方法（A+～Dの5段階評価の場合）

各事業年度の基準値は、各事業年度の実績評価の評価項目ごとに点数化（A+ = 5、A = 4、B = 3、C = 2、D = 1）して合計し、項目数で除して得られた値に応じ下表により決定する。

（職責が明らかな役員については、その職責に係る項目ごとの点数の合計を、その職責に係る項目数で除して得られた値による。）

得られた値	基準値	得られた値	基準値
5.0	2.0	3.2以上3.5未満	0.9
4.9以上5.0未満	1.9	2.9以上3.2未満	0.8
4.8以上4.9未満	1.8	2.6以上2.9未満	0.7
4.7以上4.8未満	1.7	2.3以上2.6未満	0.6
4.6以上4.7未満	1.6	2.0以上2.3未満	0.5
4.5以上4.6未満	1.5	1.8以上2.0未満	0.4
4.4以上4.5未満	1.4	1.6以上1.8未満	0.3
4.3以上4.4未満	1.3	1.4以上1.6未満	0.2
4.2以上4.3未満	1.2	1.2以上1.4未満	0.1
4.1以上4.2未満	1.1	1.2未満	0.0
3.5以上4.1未満	1.0		

※ 今後、各分科会において5段階評価以外の評価基準が定められた場合には、別途検討する。

栗理事長の業績について

1. 就任及び退任日

- ・平成14年4月1日に独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構理事長就任
- ・平成18年3月31日に退任

2. 在任期間

4年（平成14年4月1日～平成18年3月31日）

3. 職務

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）を代表し、その業務を総理する。

4. 主たる業績

栗理事長は、当機構の設立初年度から運営責任者として役職員の先頭に立ち、関係都県からの労務管理等事務の円滑な移行の方向性を示すとともに、機構内部の重要事項について審議する役員等会議を整備するなど、リーダーシップを発揮した。

また、支部長会議や支部視察等により、機構職員に対し、業務運営の効率化などの独立行政法人制度の趣旨を徹底させるとともに、職員の意識改革にも積極的に取り組み、次のような業績を上げた。

(1) 業務運営の効率化に関するもの

業務運営の効率化については、事務のオンライン化、マニュアルの作成、各種報告の簡素化等を実施し、中期目標を上回る経費の抑制を図った。

また、業務運営体制の整備については、支部の業務実施方法の見直し、支部組織の見直し等を実施し、業務運営の効率化を図った。

(2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関するもの

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上については、インターネットを利用した応募システムを構築するとともに、駐留軍等労働者の疾病予防の充実強化するための施策など、新たな福利厚生施策を実施した。

(3) 財務内容の改善に関するもの

財務内容の改善については、第1期中期目標期間（平成14年度～平成17年度）の積立金は約9億3,000万円であり、中期目標を大きく上回る業務運営の効率化を図った。

また、平成14年度、機構の運営努力により生じた約1,500万円を目的積立金として、福利厚生施策及び広報関係施策の充実に活用した。

(4) その他業務運営に関するもの

その他業務運営については、防衛庁／防衛施設庁との間の調整を行い、職員の適正配置に努めた。

また、研修についても業務能率の向上を図り、人材を育成する観点から適切に実施した。

5. 在職時に受けた期末特別手当に対する業績による増減実績

機構の役員報酬規則第11条第3項に基づく、役員の業績を考慮した期末特別手当の増減等の実績はない。

6. 在職時の目的積立金の有無及び金額

平成14年度の機構の運営努力により生じた利益剰余金のうち、内閣総理大臣の承認を得て、次の施策に係る経費に充てた。

- ① 駐留軍等労働者の福利厚生施策の充実に係る経費・・・ 4,531,745 円
 - ② 広報関係施策の充実に係る経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10,250,000 円
- 計 14,781,745 円

以 上

浅沼理事の業績について

1. 就任及び退任日

- ・平成14年4月1日に独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構理事就任
- ・平成18年3月31日に退任

2. 在任期間

4年（平成14年4月1日～平成18年3月31日）

3. 職務

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という）管理部及び業務部の担当理事として、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

4. 主たる業績

浅沼理事は、当機構の管理部及び業務部を担当する理事の職にあつて、理事長のリーダーシップの下、業務の円滑な遂行のため、人材の育成や事務処理の効率化・合理化に尽力するなど、設立初年度から理事長を的確に補佐し、次のような業績を上げている。

(1) 業務運営の効率化に関するもの

駐留軍等労働者の労務管理を行うに当たり、駐留軍等労働者の使用者である在日米軍との良好な関係が不可欠なことから、機構設立後、機会ある毎に全国の在日米軍に赴き、機構の行う業務について理解を求める等、在日米軍との良好な関係構築に尽力した。

また、経費の抑制策の検討に当たり、担当部署を指導し、

① 国家公務員に準じた旅費の規則を機構独自の旅費規則（平成15年3月24日）に改正

② 経費の一括払いによる振込手数料の節約及び割引制度等の活用
の2つの抑制策を導入し、年間約1,500万円の経費の抑制を図った。

(2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関するもの

駐留軍等労働者の新たな福利厚生施策について、多様化する要望に応えるため、駐留軍要員健康保険組合や防衛施設庁等の関係機関と鋭意調整を重ね、「駐留軍等労働者の疾病の予防及び健康の保持増進に係る事業」の早期実施に尽力した。

(3) 財務内容の改善に関するもの

財務内容の改善については、第1期中期目標期間（平成14年度～平成17年度）の積立金は約9億3,000万円であり、中期目標を大きく上回る業務運営の効率化を図った。

また、平成14年度、機構の運営努力により生じた約1,500万円を目的積立金として、福利厚生施策及び広報関係施策の充実に活用した。

(4) その他業務運営に関するもの

機構発足に当たり、業務を円滑に移行するため県から出向した職員の帰任に係

る計画を作成させ、自ら出向元である県と人事調整を実施し、出向職員の帰任を円滑に行った。

また、女性職員を積極的に採用・登用する観点から、「独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構における女性職員の採用・登用拡大計画」を策定させ、積極的に優秀な女性職員の採用・登用に努めた。

5. 在職時に受けた期末特別手当に対する業績による増減実績

機構の役員報酬規則第11条第3項に基づく、役員の実績を考慮した期末特別手当の増減等の実績はない。

6. 在職時の目的積立金の有無及び金額

平成14年度の機構の運営努力により生じた利益剰余金のうち、内閣総理大臣の承認を得て、次の施策に係る経費に充てた。

- ① 駐留軍等労働者の福利厚生施策の充実に係る経費・・・ 4,531,745 円
 - ② 広報関係施策の充実に係る経費・・・・・・・・・・・・・・ 10,250,000 円
- 計 14,781,745 円

以 上

細野監事の業績について

1. 就任及び退任日

- ・平成14年4月1日に独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構監事就任
- ・平成18年3月31日に退任

2. 在任期間

4年（平成14年4月1日～平成18年3月31日）

3. 職務

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という）の業務を監査する。

4. 主たる業績

細野監事は、会計に関する法令はもとより、その他諸規定に従い、業務が目的達成のため合理的かつ能率的に、また適正に運営されているかとの観点から監査を実施し、さらに、その職責を遂行するため、業務運営に関する重要な会議等を通じ、理事長その他の役員等に対し、適時適切な意見を述べるとともに要望等を行った。

5. 在職時に受けた期末特別手当に対する業績による増減実績

機構の役員報酬規則第11条第3項に基づく、役員の業績を考慮した期末特別手当の増減等の実績はない。

以 上